

中原区生涯学習推進会議実務担当者会議設置要領

1 目的

中原区生涯学習推進会議が行う各種生涯学習事業の推進に向け、区内関係諸機関の実務担当者の協力・連携体制を構築するため、中原区生涯学習推進会議実務担当者会議（以下、「実務担当者会議」という）を設置する。

2 会議内容

実務担当者会議の所掌事務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 生涯学習事業の情報交換に関すること。
- (2) 区の生涯学習事業の推進に向けた意見交換に関すること。
- (3) 協力・連携に向けた意見交換に関すること。
- (4) その他、区の生涯学習・市民活動に関すること。

3 構成

- (1) 実務担当者会議は、議長、副議長及び委員をもって構成する。
- (2) 議長は、区生涯学習支援担当課長をもって充てる。
- (3) 副議長は、企画課企画調整担当係長をもって充てる。
- (4) 委員は、別表の機関等から選出される生涯学習事業の実務に精通した者とする。

4 会議

- (1) 議長は、必要に応じて実務担当者会議を招集し、主宰する。
- (2) 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。

5 関係者の出席

実務担当者会議は必要に応じ、専門家、社会教育施設の長、又は市民団体の代表者などの出席を要請し、その意見又は説明を聴くことができる。

6 報告

実務担当者会議は会議の進捗状況・成果を、中原区生涯学習推進会議に報告するものとする。

7 庶務

実務担当者会議の庶務は区生涯学習支援担当が行う。

8 その他

この要領に定めるもののほか、実務担当者会議の運営について必要な事項は、中原区生涯学習推進会議議長が実務担当者会議議長と協議し定めるものとする。

附則

この要領は、平成23年3月1日から施行する。

この改正要領は、平成23年6月1日から施行する。

この改正要領は、平成25年5月28日から施行する。

この改正要領は、平成28年4月1日から施行する。

この改正要領は、平成31年4月1日から施行する。

この改正要領は、令和7年4月1日から施行する。

生涯学習支援課

地域振興課

企画課

地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）

中原図書館

平和館

川崎市とどろきアリーナ

（公財）かわさき市民活動センター

（公財）川崎市生涯学習財団

（社福）川崎市中原区社会福祉協議会

（公財）川崎市国際交流協会